



地 方 厚 生 (支) 局 医 療 課 長都 道 府 県 民 生 主 管 部 (局) 国 民 健 康 保 険 主 管 課 (部) 長都道府県後期高齢者医療主管部 (局) 後期高齢者 医療主管課(部) 長

厚生労働省保険局医療課長 (公印省略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官 (公印省略)

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」 (平成28年3月4日付け保医発0304第3号)を下記のとおり改正し、平成29年7月1日 から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願い いたします。

記

- 1 別添1第2章第3部第1節第1款D006-2造血器腫瘍遺伝子検査に次のように加える。
 - (3) EGFR遺伝子検査(血漿)
 - ア EGFR遺伝子検査(血漿)は、区分番号「D006-2」造血器腫瘍遺伝 子検査の所定点数に準じて算定する。
 - イ 本検査は、肺癌の再発や増悪により、EGFR遺伝子変異の2次的遺伝子変異が疑われ、再度治療法を選択する必要があり、血漿を用いてリアルタイムPCR法で測定した場合に、患者1人につき1回に限り算定できる。ただし、本検査の実施は、医学的な理由により、肺癌の組織を検体として、区分番号「D004-2」悪性腫瘍組織検査の「1」悪性腫瘍遺伝子検査の「イ」EGFR遺伝子検査(リアルタイムPCR法)又は「ロ」EGFR遺伝子検査(リアルタイムPCR法以外)を行うことが困難な場合に限る。本検査の実施にあたっ

ては、関連学会が定める実施指針を遵守すること。

- ウ 本検査を実施した場合には、肺癌の組織を検体とした検査が実施困難である 医学的な理由を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
- エ 本検査、区分番号「D004-2」悪性腫瘍組織検査の「1」悪性腫瘍遺伝子検査、区分番号「D006-2」造血器腫瘍遺伝子検査又は区分番号「D006-6」免疫関連遺伝子再構成のうちいずれかを同一月中に併せて行った場合には、主たるもののみ算定する。

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成28年3月4日付け保医発0304第3号)

改正後 行 玥 別添1 別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 医科診療報酬点数表に関する事項 第2章 特揭診療料 第2章 特揭診療料 第3部 検査 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 第1款 検体検査実施料 D006-2 造血器腫瘍遺伝子検査 D006-2 造血器腫瘍遺伝子検査 (1)・(2) (略) (1) • (2) (略) (3) EGFR遺伝子検査(血漿) (新設) ア EGFR遺伝子検査(血漿)は、区分番号「D006-2」 造血器腫瘍遺伝子検査の所定点数に準じて算定する。 イ 本検査は、肺癌の再発や増悪により、EGFR遺伝子変異の 2次的遺伝子変異が疑われ、再度治療法を選択する必要があり、 血漿を用いてリアルタイムPCR法で測定した場合に、患者1 人につき1回に限り算定できる。ただし、本検査の実施は、医 学的な理由により、肺癌の組織を検体として、区分番号「DO 04-2|悪性腫瘍組織検査の「1|悪性腫瘍遺伝子検査の「イ」 EGFR遺伝子検査(リアルタイムPCR法)又は「ロ」EG FR遺伝子検査(リアルタイムPCR法以外)を行うことが困 難な場合に限る。本検査の実施にあたっては、関連学会が定め る実施指針を遵守すること。 ウ 本検査を実施した場合には、肺癌の組織を検体とした検査が 実施困難である医学的な理由を診療録及び診療報酬明細書の摘 要欄に記載すること。 エ 本検査、区分番号「D004-2」悪性腫瘍組織検査の「1」 悪性腫瘍遺伝子検査、区分番号「D006-2」造血器腫瘍遺 伝子検査又は区分番号「D006-6」免疫関連遺伝子再構成 のうちいずれかを同一月中に併せて行った場合には、主たるも ののみ算定する。